



府 食 第 2 4 9 号
令 和 元 年 8 月 6 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和元年7月30日付け厚生労働省発生食0730第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、以下に示す理由から、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 既存添加物「イソアルファー苦味酸」、「カプリル酸」、「カプリン酸」、「ステアリン酸」、「パルミチン酸」、「ベヘニン酸」、「ミリスチン酸」、「ラウリン酸」及び「生石灰」に係る成分規格を作成することについて
既に使用されている添加物であり、当該添加物の品質をより確保するため、新たに成分規格を設定するものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
2. 指定添加物「アセト酢酸エチル」の成分規格について、純度試験の改正を行うことについて
一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。